神埼市に係る貸付予定農地についての意見聴取

「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」の附則第10条の規定により、利害関係人の意見を聴取します。

この意見聴取に係る利害関係人は、当該意見聴取期間満了の日までに、公益社団法人佐賀県農業公社に意見書を提出することができます。

なお、意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、連絡先及び意見をできるだけ具体的に記載した文書をメール・FAX・郵送等で公益社団法人佐賀県農業公社まで提出してください。

意見聴取期間は、令和7年1月28日(火)~令和7年2月4日(火)とします。

番号	対象農地の所在地					現況	面積 (m²)	期間
	市	町	大字	字	地番	地目	四作 (1111)	79 1[F]
1	神埼市	千代田町	境原	二/坪	2064	田	5,887	6年7ヶ月
2	神埼市	千代田町	境原	五本柳	1860-1	田	869	6年7ヶ月
3	神埼市	千代田町	境原	五本柳	1909-1	田	497	6年7ヶ月
4	神埼市	千代田町	境原	五本柳	1909-2	田	1,454	6年7ヶ月
5	神埼市	千代田町	境原	二の坪	2148の一部	田	450	6年7ヶ月
	合計				5筆	面積:	9,157 m²	